

令和4年12月8日
四国電力送配電株式会社

新たな託送料金制度に基づく収入の見通しの承認申請について

当社は、本年7月25日、国に対し、令和5年4月から導入される新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）に向けて、一般送配電事業に係る事業計画および投資・費用の見通し（収入の見通し）を提出しておりました。

（7月25日お知らせ済み）

その後、国の電力・ガス取引監視等委員会による検証を受けておりましたが、本日、国に対し、検証結果を踏まえて修正した収入の見通しを申請いたしました。

今後、収入の見通しについて国の承認を受けたのちに、令和5年4月1日から適用する託送料金単価を定めた託送供給等約款について認可を受けるべく、国への申請を行うこととなります。

当社としては、今後とも「たゆまず、とどける。」を合言葉に、電力の安定供給確保に全力を尽くし、四国地域の発展・活性化に貢献できるよう努めてまいります。

（添付資料）

- ・収入の見通しの申請について

以 上

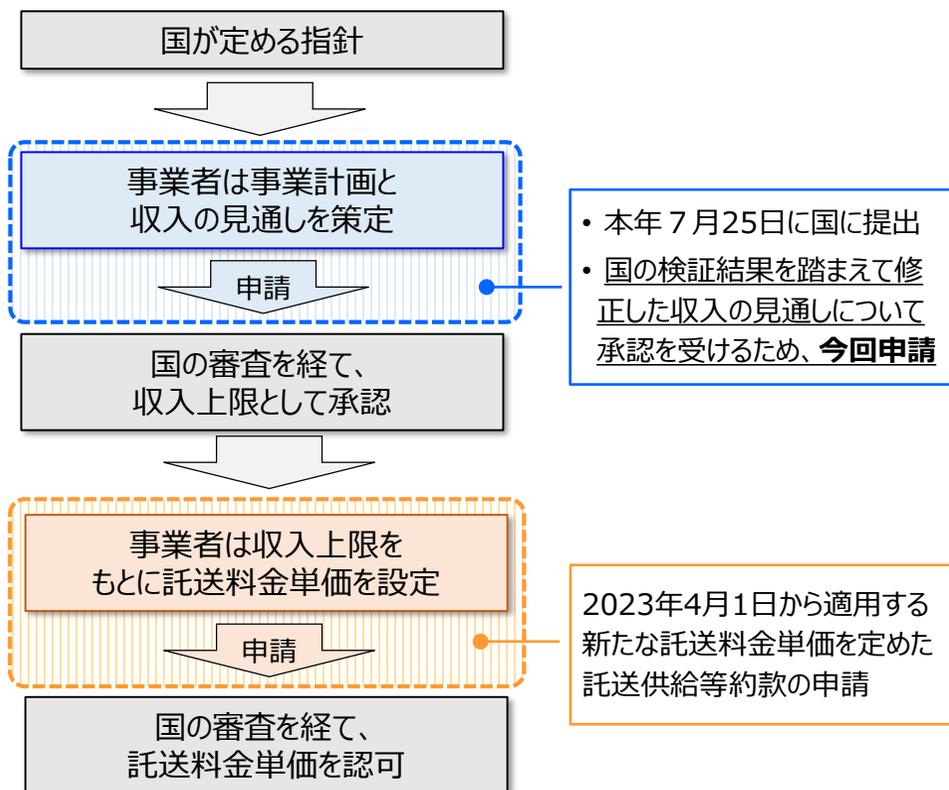


収入の見通しの申請について

2022年12月8日
四国電力送配電株式会社

- レベニューキャップ制度では、事業者が、国の定める指針に基づき、一般送配電事業に係る事業計画および投資・費用の見通し（収入の見通し）について、規制期間の5か年分を策定し、国の審査を経て承認を受けたうえで、託送料金単価を設定します。
- 当社は、本年7月25日、国に収入の見通しを提出し、その後、検証を受けておりましたが、本日、検証結果を踏まえて修正した収入の見通しについて承認を受けるべく申請いたしました。
- 今後、収入の見通しについて国の承認を受けたのち、2023年4月1日から適用する新たな託送料金単価の設定に向けては、託送供給等約款について別途申請を行うこととなります。

<手続きの流れ>



<スケジュール>

7月	8～11月	12月～3月	4月
★ 7月25日 収入の見通しの提出	←→ 国の審議会において 各事業者の収入の見通しを検証	★ 12月8日 収入の見通しの承認申請（今回） (未定) 収入の見通しの承認 (未定) 託送供給等約款の認可申請 (未定) 託送供給等約款の認可	★ 4月1日 レベニューキャップ制度の開始 (新たな託送料金単価の適用開始)

託送料金は、小売電気事業者さまから当社にお支払いいただく送配電設備の利用料金となります。お客さま（需要家）が小売電気事業者さまにお支払いされる電気料金（小売料金）については、ご契約の各小売電気事業者さまにご確認ください。
(託送料金については、本資料4ページをご参照ください)

- 今回の申請にあたり、当社は収入の見通しを以下のとおり修正しました。本年7月25日に提出した収入の見通し1,600億円に対して、40億円減少となる、1,560億円となっております。（金額は規制期間の5か年平均値）

<収入の見通しの内訳>

費用区分	A：7月25日提出 (5か年平均)	B：今回申請 (5か年平均)	C：差額 (B-A) (5か年平均)	主な修正理由
OPEX※1	405億円	404億円	▲1億円	【CAPEX】 ✓ システム関連投資等について投資計画の平準化を求められたこと等により修正 【事後検証費用、その他の費用】 ✓ 事後検証費用に計上していた託送料を、その他の費用に振り替えたこと等により修正 【次世代投資】 ✓ 次世代投資に計上していた投資を、CAPEX等に振り替えたこと等により修正
CAPEX※2	251億円	242億円	▲9億円	
制御不能費用※3	513億円	511億円	▲2億円	
事後検証費用※4	157億円	96億円	▲61億円	
次世代投資※5	66億円	55億円	▲10億円	
その他の費用	139億円	183億円	+44億円	
事業報酬	69億円	69億円	▲0億円	
合計	1,600億円	1,560億円	▲40億円	-

※1～5 各費用区分に分類される費用については、本資料3ページをご参照ください

(参考) 修正した収入の見通しをもとにした電圧別単価について

◆ 1キロワット時あたり平均単価※6 (円/kWh)

	単価の見通し※7	現行収入単価	差引
特別高圧	2.38	2.29	+0.09 (+ 3.9%)
高圧	4.81	4.25	+0.56 (+13.2%)
低圧	9.72	8.79	+0.93 (+10.6%)
全系	6.26	5.65	+0.61 (+10.8%)

お客さま（需要家）毎の電気料金は、小売電気事業者とのご契約内容や電気のご使用状況によって異なります。

※6 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に則った参考値

※7 今回修正した収入の見通しをもとに算定した電圧別の平均単価

収入の見通しの前提となる事業計画については、こちらよりご確認ください。

https://www.yonden.co.jp/nw/consignment_service/law/index.html

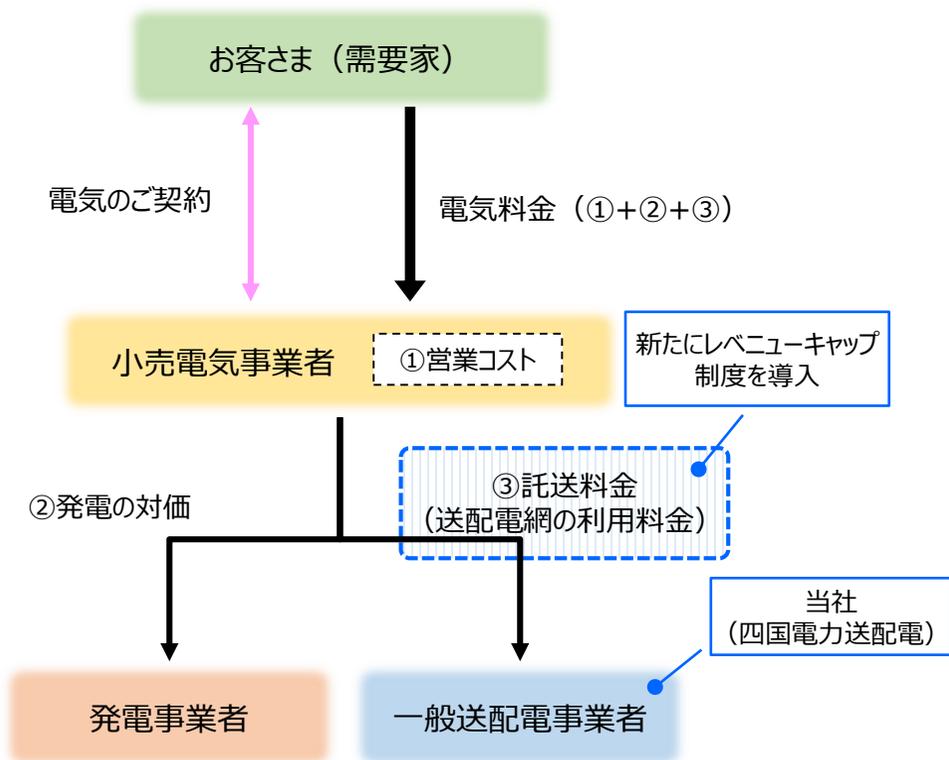
- レベニューキャップ制度では、一般送配電事業者が算定した各種費用について、国が費用毎の特性に応じた審査を行うこととされております。主に以下のような区分に各種費用を分類したうえで、審査が行われます。

国の審査における主な区分	分類される各種費用
OPEX (オペックス)	人件費、委託費、消耗品費等の費用
CAPEX (キャペックス)	設備の拡充・保全工事に伴い発生する減価償却費等の費用
制御不能費用	事業者にとって外生的な費用であり効率化が困難な公租公課等の費用
事後検証費用	外生的な費用であるが、事業者に一定の効率化を求められる災害復旧費用等の費用
次世代投資	レジリエンス、脱炭素化、DX等の先進的・創意工夫のある取組みに伴う費用

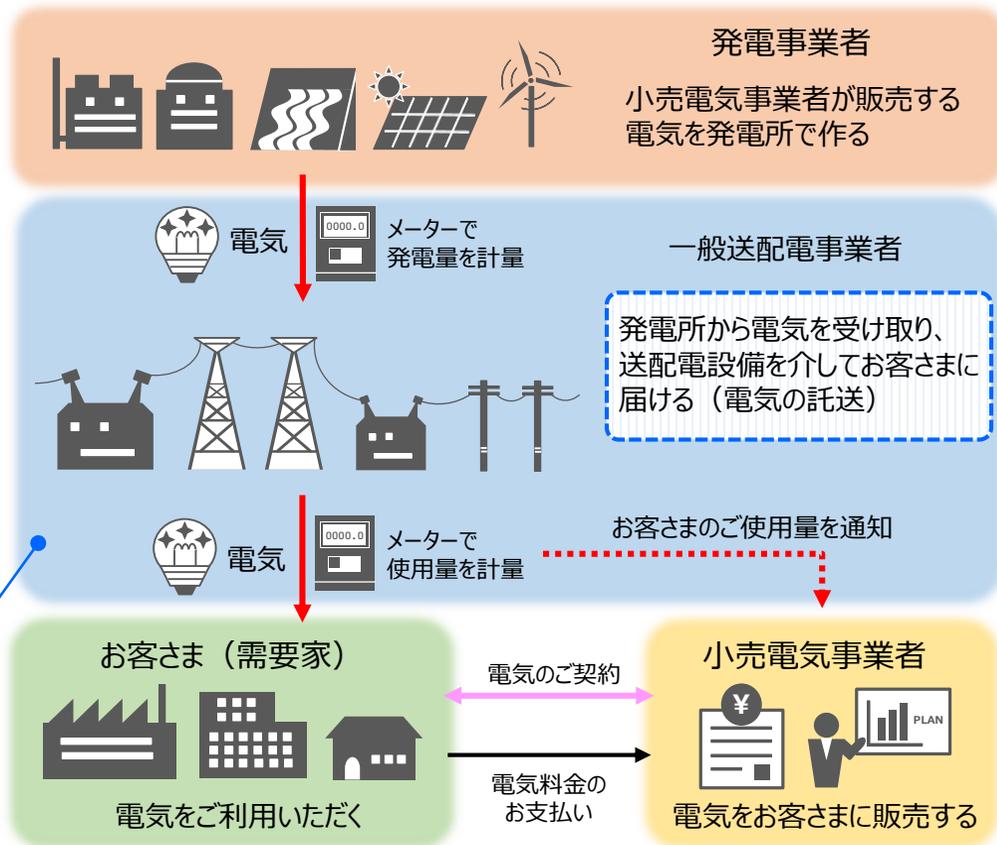
- OPEX……「Operating Expense」の略称で、日々の事業運営に必要な費用を指し、営業経費や運営費と訳されることが多い
- CAPEX……「Capital Expenditure」の略称で、設備投資に伴う支出を指し、資本的支出と訳されることが多い

- 託送料金とは、お客さま（需要家）のもとに電気をお届けする際に、小売電気事業者が利用する送配電設備の利用料金として、一般送配電事業者が設定するもので、経済産業大臣の認可が必要となっています。
- 新規参入した小売電気事業者（新電力）だけではなく、既存の電力会社の小売部門が送配電網を利用する際にも各社が販売した電気の量に応じて、託送料金をお支払いいただきます。

<お客さまの支払う電気料金と託送料金の関係>



<お客さまのもとに電気が届くまで>





四国電力送配電株式会社